

— 注意喚起 —

屋台等における火気使用について

1 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて

(1) ガソリンの特性

燃料となるガソリン等は、引火点が低く可燃性ガスが床面に沿って広範囲に拡大する特性があり、漏えいすると、離れた位置にある火気、高温部、静電気などにより容易に火災に至る危険性があるため、ガソリン等を取り扱って周辺で火気や火花を発生する機械器具等を用いないこと。

(2) 注意事項

【機械器具（発電機等）・・・金属製容器】

ア 使用・保管場所は、火気や高温部から離れた日陰の通気性の良い床面であること。

イ 金属製容器は、消防法令に適合（規格品）したものをを用いること。

ウ 注油の際は、漏れ・あふれが生じないように細心の注意を払うこと。

エ エンジン運転中の注油は、絶対にしないこと。

オ 夏季においては、ガソリン等の温度が上がり、ガソリン等の蒸気圧が高くなる可能性があり、容器の取扱説明書等によって吹きこぼしが起こらないように細心の注意を払うこと。

【火気使用場所】

ア みだりに火気を使用しないこと。

イ 常に整理・清掃を行い、みだりに空き箱その他不必要なものを置かない。

ウ 転倒、落下、衝撃など粗暴な行為をしないこと。また、地震等による転倒、落下にならないよう必要な措置を講じること。

2 液化石油ガス（LP ガス）の使用について

(1) 漏えい、転倒等しないよう必要な措置を講じること。

(2) 他の火気使用との距離に十分配慮し使用すること。

3 避難経路・通路について

有事の際の、避難経路・通路を十分確保するとともに、誘導についても、警備員を配置する等の措置をとること。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は危険性が高い)

【お問合せ先】

八幡市消防本部予防課 075-981-4119